

栄町電子入札約款

(趣旨)

第1条 栄町の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び財産の買入れその他の契約（財産の売払いを除く。）に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、栄町条例、栄町規則その他別に定めがあるもののほか、この約款の定めるところによる。

(入札等)

第2条 入札参加資格のある旨の確認通知を受けた者又は指名に関する通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、図面、仕様書、契約書の案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書の案等については疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知書に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札によるものとし、次項に定める方法により提出することとする。

3 入札参加者は、紙入札による参加を認められた場合にあつては、次の各号に定めるところにより入札書等を提出しなければならない。

(1) 入札書は、栄町契約約款（昭和62年5月18日施行。以下「通常約款」という。）別記第1号様式の例により作成し、入札書受付締切予定日時までに指定の場所に提出しなければならない。

(2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、通常約款別記第2号様式の例による委任状を持参させなければならない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、入札の前に通常約款別記第3号様式の例による誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、同一入札において他の入札参加者の代理人となることはできない。

(5) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

4 第1項に規定するもののほか、入札参加資格の審査を申請した代表

者又はその代理人（町長が別に定める使用印鑑届兼委任状に定める受任者を含む。）を入札参加者とするものとする。

- 5 入札参加者は、入札書を電子入札システム又は紙入札により提出した後は、開札の前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札辞退）

第3条 入札参加者は、入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札書受付締切予定日時までに、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。この場合において、紙入札による入札参加者にあつては、次の各号に定めるところにより提出するものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、通常約款別記第4号様式の例による入札辞退届を入札主管課長に直接持参し、又は送付（入札日の前日までに到達するものに限る。）により行う。

- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又は入札の参加を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札の前後を問わず、撤回をすることはできない。

- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名競争入札に係る指名等において不利益な取扱いを受けることはない。

（未入札）

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り、入札を取りやめるものとする。

- 3 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変

更を行うものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札。ただし、入札保証金が免除される場合を除く。
- (3) 必要事項を欠く入札
- (4) 紙入札において、次に該当する場合
 - ア 委任状を持参しない代理人のした入札
 - イ 記名、押印、署名を欠く入札
 - ウ 金額を訂正した入札
 - エ 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札
 - オ 同一の入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 明らかに談合であると認められる入札
- (6) 電子認証書(電子により登録された入札参加者資格の証明書をいう。)を不正に使用した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札
(保留)

第7条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
- (2) 町長が特に必要と判断したとき
(落札者の決定)

第8条 工事又は製造の請負契約に係る入札においては、施行令第167条の9、第167条の10第1項又は第167条の10の2第1項若しくは第2項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 委託又は物品の買入れの契約に係る入札においては、施行令第167条の9、第167条の10第1項又は第167条の10の2第1項若しくは第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 第1項の最低制限価格は、町長が別に定める。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札者を決定する。

（再度の入札）

第10条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき（施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度の入札の回数は、原則として1回までとする。

3 再度の入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、第6条の規定により入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

（入札の不調）

第11条 開札（再度入札を含む。）の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、入札を不調とする。

（契約の締結）

第12条 落札者は、落札決定の日から5日以内に契約（町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年栄町条例第7号）の規定に基づき、議会の議決を要する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、当該入札に係る工事等を所管する町長の承認を得て、落札者は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(異議の申立て)

第13条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(資料の提出)

第14条 入札主管課長は、必要があると認めるときは、入札参加者から入札金額内訳書の提出を求めることができる。

(補則)

第15条 この約款に定めるもののほか、電子入札システムの取扱いについては、栄町電子入札システム運用基準によるものとし、この約款及び栄町電子入札システム運用基準に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、令和4年4月1日から施行する。